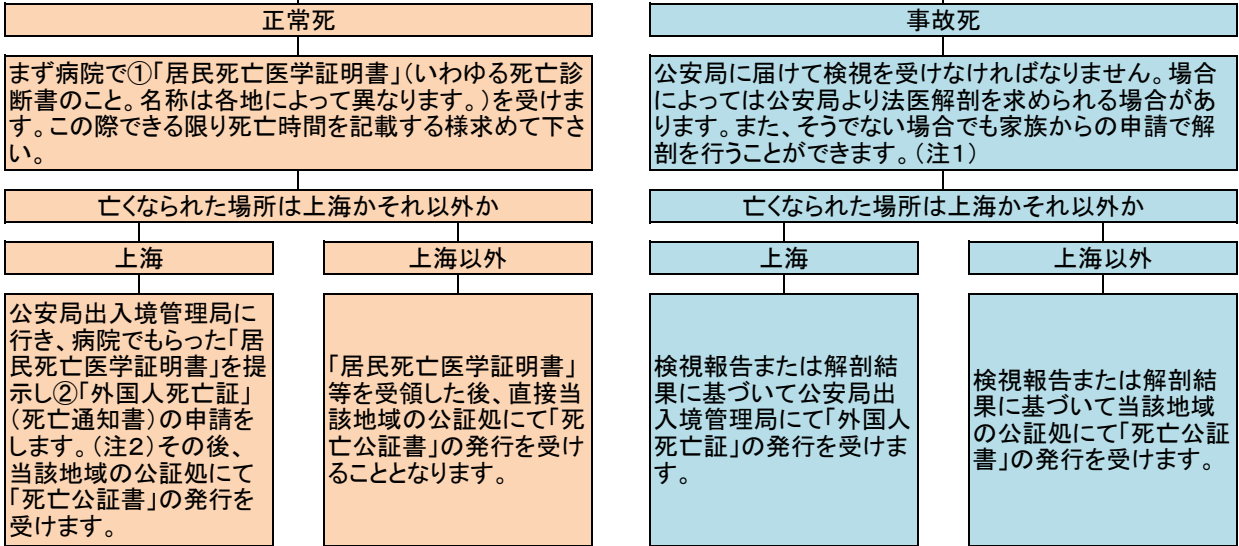


中国で死亡された場合の手続きについて

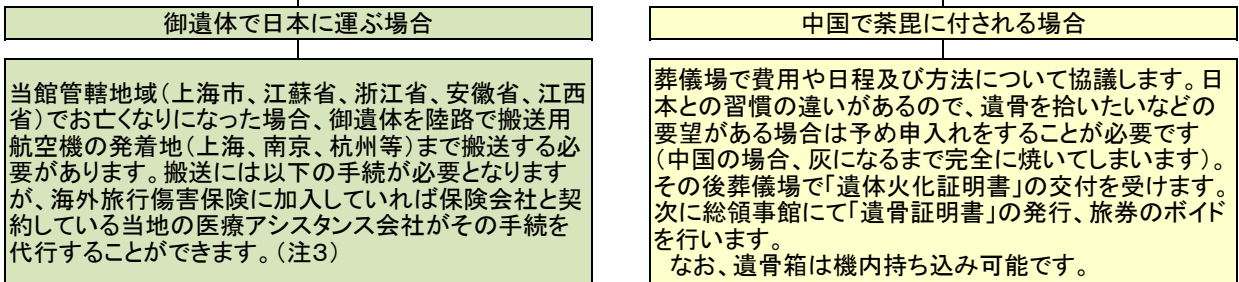
日本では病死の場合、病院で死亡診断書を貰うだけで、一般的には警察のお世話になることはありませんが、中国ではそうはいきません。また、中国では各地域によって死亡時の手続きが異なる場合がありますが、概ね以下のとおりとなります。

まず、亡くなられた方がクレジットカード等に付与されている海外旅行傷害保険に加入しているか確認し、加入している場合は、同保険会社に連絡し、以下の手続きを依頼してください。当館から手続きを代行する業者を紹介することもできますが、手続きは原則としてご遺族の方が中国にいられて行う必要があります。また、中国にいられる際は戸籍謄本(必ず亡くなられた方と中国に来るご遺族の方の名前が記載されているもの、かつ発行後3ヶ月以内のもの)を3部ご用意ください。

正常死(病院で亡くなられた場合)と事故死・変死では取扱いが異なります。



御遺体で日本に運ぶか、当地で荼毘に付すかを決めます。
いずれの場合もまず葬儀場に御遺体を運びます。その後、上海市内であれば「外国人死亡証」、上海市以外の地域であれば「居民死亡医学証明書」等が必要です。いずれの場合にも「外国人死亡証」や「居民死亡医学証明書」等は必ずコピーをとっておいてください。特に御遺体を荼毘に付す場合はその原本を火葬場に提出する必要があります。



葬儀場や航空会社と費用や日程の協議をします。葬儀社より三聯単(③)出境申告書、④納棺証明、⑤防腐証明)と言われる書類を入手し、次に総領事館にて⑥「遺体証明書」の発行、旅券のポイドを行います。その後、葬儀場職員とともに航空機の予約を行います。必要な書類は①②③④⑤⑥のコピー及び亡くなられた方のパスポートのコピーです。その他、検疫局発行の⑦「出境検疫証」を受け取ります。

帰国当日、葬儀場職員を連れ、空港貨物地区内において「貨物運送状」の発行を受け取ります。その後、窓口で書類審査、空港税関で申告表作成を行います。その際、全ての関係書類のコピーを提出し、「貨物運送状」にスタンプを押して貰い御遺体を搬入します。

お亡くなりになった方の本籍地又は届出を行う方の所在地の市区町村役場に死亡届を届け出てください。その際、「外国人死亡証」又は「居民死亡医学証明書」等の原本を提出することとなります。なお、中国で荼毘に付し、既に各種証明書の原本が回収されている際には、「死亡公証書」の原本の他、「外国人死亡証」や「居民死亡医学証明書」のコピー等を提出することになります。

(注1) 上海市の場合、解剖の結果が出るまでに約1か月を要し、死因に事件性が認められなければ有料となります。

(注2) 亡くなられた方と手続きを行う方との関係(夫婦関係、親族関係)を証明する書類の提出が求められるため、関係が記載された戸籍謄本を持参して下さい。

(注3) 伝染病による死亡の場合は衛生検疫所が国外への搬送を許可しませんので、当地で荼毘に付すしかありません。

※ その他に注意したいこと
以上のように中国での手続は複雑です。実際に起こったトラブル例から、さらに次のような注意が必要となります。
● 上海市以外の地域でお亡くなりになった場合、その地域から御遺体を搬出する際に鎮、市、省の各政府から許可をもらわないといけないなど手続が煩雑になり、御遺体の搬送に日数を要することがあります。
● 病院以外でお亡くなりになった場合、死亡証明書が発行されるまでに相当の日数がかかることがあります。
● 交通事故の場合、事故原因の捜査結果が明らかにならないと「外国人死亡証」等が発行されないことがあります。
● パスポート等の身元を確認できるものが見つからない場合は御家族に御遺体と対面していただき、本人と確認できるまで手続を進めることができます。